

取組項目	(37) 財政健全化に向けた取組 ～財政改革推進計画～	担当部課 (室) 名	総務部財政課
------	--------------------------------	---------------	--------

### 1. これまでの取組状況および課題

近年の厳しい財政状況に対応するため、県では、平成10年度以降、数次にわたり財政構造改革の方針や計画を策定し、歳入の確保を図るとともに、人件費の削減や事業の見直しなどに積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、平成16年度の三位一体の改革による地方交付税の大幅削減や平成20年の世界的な景気後退を背景に財政状況は一段と厳しさを増しており、新たに試算した平成23年度から平成31年度までの収支見通しでは、各年度約140億円から260億円もの財源不足が見込まれている。

このため、当面する危機的な財政状況に適切に対応するとともに、将来を見据え、持続可能な財政基盤の構築に向けて、早急に取り組んでいく必要がある。

### 2. 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

厳しい財政状況に対応しつつ、平成22年度に策定する新たな基本構想の実現を図るため、行財政改革方針を踏まえ、歳入の確保や歳出の見直しなどの取組内容を具体化して改革の道筋を明らかにし、その内容を基本として毎年度、予算編成過程等を通じて歳入、歳出両面から改革を進める。

また、地方公共団体は、国の定める地方財政制度の枠組みのもとで財政運営を行っているところであるが、近年、社会保障関係費などの増加要因があるにもかかわらず、地方一般財源総額は、これに対応したものとなっていないことから、地域主権改革を見据え、自主的・主体的に県として担うべき役割が果たせるよう、税財源の充実確保に向けて取り組む。

#### <取組の概要>

(単位：億円)

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度	
一般財源不足額 ①		209	145	155	175	
見直し による 対応②	歳 入 確 保	9	5	5	5	
	歳 出	事 業 費	23	24	25	25
		人 件 費	35	35	35	35
差し引き財源不足額 ①－②		142	81	90	110	

※平成23年度は当初予算ベースとし、事業費については平成22年度に実施した事業見直しによる額としている。

上記の「見直しによる対応」によっても、なお残る「差し引き財源不足額」に対しては、財源対策として県債の発行や基金の取り崩し等で対応を行う。

#### <対応見込額>

(単位：億円)

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
財源対策に よる対応	県 債 発 行	44	45	45	45
	基金の取崩等	98	36	45	65

なお、これにより、平成26年度末までに、財源対策の県債を約180億円発行することとなり、県債残高（参考：平成22年度末一般会計県債残高見込約1兆61億円）の増嵩につながる一方で、財源調整的な基金の残高は底をつく状況となる。

このため、地域経済の活性化等を通じた税収増を図るとともに、毎年度、効率的な予算執行を推進することにより、歳出執行残などの収支改善相当額が見込まれる場合は、可能な限り県債発行額や基金の取り崩しの縮減等に努める。

## (2) 具体的な取組

ア 歳入の確保 見込額 4年間で約24億円  
当面する財源不足に対応するため、未利用県有財産の売却をはじめ、県税その他の収入未済額の縮減に向けた取組を強化するなど、様々な手法で歳入の確保に努める。

また、真の地域主権改革の実現に向け、県の自主性や主体性が拡大され、その役割に見合った財源が確保されるよう、税源移譲や地方交付税の確保などに積極的に取り組む。

<主な取組>

- ▶ 税財源確保に向けた国への働きかけ (→実施計画P. 5、6)
- ▶ 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収 (→実施計画P. 49、50)
- ▶ 県有資産の利活用 (→実施計画P. 51)
- ▶ 使用料・手数料の見直し (→実施計画P. 52)

イ 歳出の見直し 見込額 約60億円

(ア) 事業費 約25億円

厳しい財政状況の中でも、県として実施すべき事務事業については、精査、工夫を加え、維持、継続を図ることに留意しつつ、事務事業全般について、抜本的な見直しを行う。

a 内部事務経費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約7億円  
施策全般について、今一度原点に立ち返り、その必要性や効果性等を厳しく見極め、抜本的な見直しを行う。

特に、県が実施主体となる事務事業については、存廃の観点から見直しを行うとともに、引き続き実施する場合においても、手法等の見直しを行うなどにより、一層の効率化、合理化に努める。

<主なもの>

- ▶ 廃止
  - ・ 水環境科学館管理運営費
  - ・ 名古屋観光物産情報センター管理運営委託
- ▶ 事業内容等の見直し
  - ・ 県政広報誌の発行・テレビ放送委託料
  - ・ 県有庁舎管理費
  - ・ 琵琶湖博物館管理運営費

b 補助金等の見直し 約4億円

補助金等については、「近接および補完の原則」の考え方を基本に、専門性や広域性といった県の担うべき役割を踏まえ、事業実施主体への単なる負担転嫁とならないよう留意しながら、役割分担について改めて検証するとともに、事業そのものの必要性や事業目的の達成状況、実施状況など個々の実情も見極めながら見直しを行う。

<主なもの>

- ▶ 廃止
  - ・ さらなる権限移譲支援交付金
  - ・ 近江の園芸特産チャレンジャー事業費補助金
  - ・ 地域教育力向上支援事業補助金
- ▶ 補助対象事業・補助率等の見直し
  - ・ 福祉医療費支払手数料補助金
  - ・ 小規模事業経営支援事業費補助金
  - ・ 地方バス路線維持費補助金

- c 投資的経費の重点化・効率化 約10億円  
社会資本整備などの投資的経費については、それぞれの分野におけるこれまでの整備状況も踏まえ、ストックマネジメントの観点から、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るなどの工夫を行うとともに、事業箇所の緊急性や必要性を十分見極め、必要に応じ進捗調整を行いながら整備を進める。

<主なもの>

- ▶ 廃止
  - ・地上デジタルテレビ中継局整備事業
- ▶ 進捗調整
  - ・林野公共事業
  - ・土地改良公共事業
  - ・土木公共事業

- d 公社、事業団等に対する財政支出の見直し等 約4億円  
平成21年12月に策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」を踏まえ、公社、事業団等が管理している公の施設の管理運営内容等の見直しを行うとともに、病院事業など県が繰出金を支出している公営企業会計等においても、組織体制や事業の実施手法等の見直しなどにより効率的な運営を徹底し、県の財政支出を削減する。

<主なもの>

- ▶ 廃止
  - ・日野溪園管理運営費
  - ・県立老人福祉施設管理運営費
- ▶ 事業内容等の見直し
  - ・公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金
  - ・文化施設管理運営費
  - ・病院事業繰出金

(イ)人件費 約35億円

県自ら取り組むべき改革として、職員給与費等人件費の抑制に取り組む。

a 給与の独自削減、諸手当の見直し等

▶ 給与の独自削減

[特別職]

知事：給料20%カット・期末手当30%カット

副知事：給料10%・期末手当25%カット

教育長・代表監査委員等：給料10%カット・期末手当15%カット

[一般職]（平成23年度の内容）

・給料・地域手当

部長・次長級：6%カット

課長級：4%カット

参事級：2.5%カット

その他：0.8%カット（若手職員については0.5%カット）

・管理職手当

一律10%カット

▶ 諸手当の見直し

特殊勤務手当等の全般的な検証に取り組むほか、諸手当について、引き続き必要な見直しに取り組む。また、行政委員会の非常勤委員の報酬を見直す。

b 人員の削減

知事部局、行政委員会事務局、学校以外の教育機関、県立学校（教員を除く。）および警察本部（警察官を除く。）を対象として、平成23年度から平成26年度までの4年間で、120人以上を削減する。

(3) 平成27年度以降の取組の方向

計画期間以降の財政状況については、その時点における経済情勢や地域主権改革の動向などを見極める必要があるが、複雑、多様化する様々な課題に適切に対応していくためには、県が担うべき役割を自主的、主体的に果たしていくことができる持続可能な財政基盤の確立が必要不可欠である。

このため、計画期間中の取り組み成果を踏まえ、明らかとなった課題に対しては、改めて対応方策を検討し、その具体化に向けて取り組む。

3. 具体的取組項目のスケジュール

具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
①歳入確保	随時実施			→
②歳出削減	予算編成過程 での見直し			→